

事 務 連 絡  
令和4年(2022年)4月19日

一般社団法人 滋賀県医師会 御中  
各地域医師会 御中  
一般社団法人 滋賀県病院協会 御中

滋賀県健康医療福祉部感染症対策課

成長戦略フォローアップ(令和3年6月18日閣議決定)への対応について

平素は、本県の予防接種事業に御協力いただき、ありがとうございます。  
このことについて、令和4年4月18日付けで厚生労働省健康局健康課予防接種室から、  
別添のとおり事務連絡がありましたので、お知らせします。  
つきましては、貴会員あて情報提供について、よろしくお願ひします。

滋賀県健康医療福祉部  
感染症対策課 感染情報企画係  
TEL : 077-528-3632  
FAX : 077-528-4866  
E-mail : ej00@pref.shiga.lg.jp

事 務 連 絡

令和 4 年 4 月 18 日

各 

都道府県
市 町 村
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

成長戦略フォローアップ（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）への対応について

子育てに関する手続をデジタル化する取組の一環として、成長戦略フォローアップ（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）において、定期の予防接種で電子的な予診票（以下「デジタル予診票」という。）を利用できるようにするため、被接種者（乳幼児の場合は、その保護者を含む。以下同じ。）及び医師が、署名又は押印の代わりに、同意ボタンを押したり、チェックボックスにチェックを入れることとする際に必要となる考え方を整理して公開するとされています。

今般、その考え方について、以下のとおり整理しましたので、ご留意の上、デジタル予診票を活用する際の参考としていただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、デジタル予診票の接種結果の健康管理システムへの連携に関する部分については、現在、国による健康管理システム等標準化検討会において、標準仕様の検討が行われているところであることを申し添えます。

#### 1. デジタル予診票の真正性に関する推定効について

従来、予診票に被接種者及び医師の署名又は押印があれば、民事訴訟法第 228 条第 4 項の規定により、当該予診票は当該被接種者及び医師の意思を反映して作成されたものであると推定されています。

そこで、電子署名が付されたデジタル予診票についても、電子署名及び認証業務に関する法律第 3 条の規定により、被接種者及び医師の意思を反映して真正に成立したものであると推定することができます。

○民事訴訟法第 228 条第 4 項

私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。

○電子署名及び認証業務に関する法律第 2 条

この法律において「電子署名」とは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

- 一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。
- 二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

○電子署名及び認証業務に関する法律第 3 条

電磁的記録であって情報を表すために作成されたもの（公務員が職務上作成したものを除く。）は、当該電磁的記録に記録された情報について本人による電子署名（これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。）が行われているときは、真正に成立したものと推定する。

## 2. デジタル予診票の真正性を確認する方法について

デジタル予診票の真正性を担保するためには、上記のとおり、電子署名を活用することも考えられますが、電子署名に代えて、例えば以下の①～④をすべて実施する方法などによることもできます。ただし、その際においても、紙の予診票と同様に、被接種者を取り違えたり、間違って異なる被接種者の予診票を確認したりする可能性は考えられるため、被接種者と医師の双方により、デジタル予診票の内容の確認は、従来どおり慎重に行ってください。

- ① 被接種者に、子育てアプリのアカウント（※）や本人認証可能な QR コード等を用いた上で、同意ボタンを押したり、チェックボックスを入れたりして、予診票を提出してもらうこと。

（※）自治体から被接種者に送付された情報を用いた認証が完了しているなど本人認証が出来ているもの。

- ② 医療機関で受付するときに、子育てアプリの画面の提示を求める等の方法により、本人確認を実施すること。
- ③ 医療機関側においては、医師個人に付与した ID・パスワードでの認証及びクライアント証明書の入った利用端末認証による固有性の高い多要素本人認証を行った上で、医師が同意ボタンを押したり、チェックボックスを入れたりすること。
- ④ 保存するデジタル予診票については、改ざんされないようにアクセス制限も行うこと。

（参考）成長戦略フォローアップ（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）（抄）

・乳幼児の定期予防接種について、民間による電子的な予診票を利用可能とするため、2021 年度中できるだけ早期に、本人（保護者）及び医師が従来求められていた署名に代えて、同意ボタンやチェックボックスにチェックを入れるなど簡易な方法により行うことができるという考え方を整理して公開する。これにより先行可能な市区町村から統一された予診票のデジタル化を順次実現することを目指す。（以下略）